

昭和五十年二月招集

第一回館山市議會臨時會會議錄

館山市議會

目次

日時	場所	出席議員	欠席議員	出席説明員	出席事務局職員	議事日程	開會	市長の紹介	追悼のことば	黙禱	議長の報告	議案の配付	會議録署名議員の指名	会期の決定	提案理由の説明	議案第一号	議案第二号	議案第三号	議案第四号	議案第五号	館山市、富浦町及び三芳村学校給食組合議會議員補欠選挙	閉會	本日の會議に付した事件
.....
.....

一、昭和五十年二月十九日(水曜日)午前十時	一、館山市役所議場	一、出席議員 二十五名	一、出席説明員	市 長 半 沢 良 一	収入 役 高 木 哲 三	事務局長 高 尾 豊	書記 兵 藤 恭 一	事務局長補佐 脇 田 元 始	書記 鈴 木 哲	事務局長補佐 脇 田 元 始	書記 鈴 木 哲	事務局長補佐 脇 田 元 始	書記 鈴 木 哲	事務局長補佐 脇 田 元 始	書記 鈴 木 哲	事務局長補佐 脇 田 元 始	書記 鈴 木 哲	事務局長補佐 脇 田 元 始	書記 鈴 木 哲	事務局長補佐 脇 田 元 始	書記 鈴 木 哲	事務局長補佐 脇 田 元 始	書記 鈴 木 哲	事務局長補佐 脇 田 元 始
.....
.....

書 記 安 西 良 一 書 記 川 上 義 雄
書 記 福 田 英 雄

一、議事日程

昭和五十年二月十九日午前十時開議

日程第一 会議録署名議員の指名

日程第二 会期の決定

日程第三 議案第一号 館山市市税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第四 議案第二号 館山市職員給与条例の一部を改正する条例の制定について

日程第五 議案第三号 館山市公平委員会設置条例等を廃止する条例の制定について

議案第四号 千葉県市町村公平委員会の共同設置に関する協議について

日程第六 議案第五号 館山市教育委員会委員の任命について

日程第七 館山市、富浦町及び三芳村学校給食組合議会議員補欠選挙

開 会 午前十時二分開会

○議長（吉田勇治郎君） 本日の出席議員数二十三名、これより昭和五十年第一回市議会臨時会を開会いたします。

市長の紹介

○議長（吉田勇治郎君） この際御紹介いたします。去る十一月二十一日施行の本市市長選挙において、めでたく当選されました半

沢良一君を御紹介いたします。

（市長半沢良一君登壇）

○市長（半沢良一君） 御紹介いただきました半沢でございます。何ぶんにも行政に關しましてはさぶのしろうとでございますので、皆さま方の御指導、御協力をたまわりたくお願い申し上げます。ありがとうございます。

○議長（吉田勇治郎君） 以上で紹介を終わります。

追悼のことば

○議長（吉田勇治郎君） この際御報告申し上げます。

本市議会議員山本昇君には二月五日午後十時四十分急逝されました。ここに慎んで哀悼の誠をささげ御報告申し上げます。このことについて島野茂樹郎君より発言を求められておりますので、暫時これを許します。

（一九番議員島野茂樹郎君登壇）

○一九番（島野茂樹郎君） ただいま議長から報告のありましたとおり、山本昇議員には去る二月五日和田医院において急逝されました。

ここに同僚議員の御同意をいただき、議員一同を代表いたしまして、慎んで哀悼のことばを申し上げたいと思います。

願ひますと、君は千葉市において山本源之助氏の長男に生まれ昭和七年より二十一年までの永きにわたり警察官として市民の安全と治安の確保に努められ、昭和二十年当市に居を移されてからも地域の発展にたゆみない努力を続けてまいったと伺っております。

生来、資性闊達にして情誼に厚く、その人徳は同僚は申すまでもなく、多くの人々から敬慕されてまいったのでありまして、昭和三十年衆望をにない館山市議会議員に当選、以来四期、十五年にわたって議会活動に挺身されたのであります。

この間、常に市民の信頼にこたえ、議会人としての職責に徹し市政振興に寄与され、館山市議会議長、館山市・富浦町及び三芳村学校給食組合議会議長をはじめとして、予算、決算各特別委員会委員長、総務委員会委員長、清掃事業審議会委員、建設審議会委員、都市計画審議会委員等各種委員を歴任され、特に昭和三十六年し尿処理場の建設にあたって、衛生処理施設設置対策審議会委員長として、市と住民の間にあつて、本事業遂行に示した君の情熱は議会人の指標としていまもお私どもの脳裏を去りません。また一昨年国民体育大会においても団体対策協議会委員長としてその一翼をにない、輝かしい成果を収めたことは万人の認めるところであります。

しかしながら、不幸にして近来健康に恵まれず、入院加療に努められましたが、薬石の効なく、遂に不帰の客となられたのであります。ただただ驚愕の外なく、まことに痛恨のきわみであります。

いまや地方自治体における行政は、高度化、多様化の一途をたどり、当市におきましても難問が山積してるとき、永年の経験と卓越した君の手腕が期待されたのであります。いまここにかけがえない人材を失ない、当市にとへても大きな損失として惜しみてあまりあるものがあります。

常日頑元気に登庁された姿もいまはなく、君の職席である一一

番は空席となつてしまつたのであります。

いま、君の職席に花束をささげ、館山市議会を代表いたしました。ここに故山本 昇議員の功績をたえ、その風格をしのび、心から御冥福をお祈りいたしまして、追悼のことばをいたします。

○議長（吉田勇治郎君） 以上で追悼のことばを終ります。

黙 禱

○議長（吉田勇治郎君） この際、故山本 昇君の靈に慎しんで黙禱をささげ、御冥福をお祈りしたいと思います。

御起立願います。黙禱始め。

（起立、黙禱）

○議長（吉田勇治郎君） 黙禱終ります。御着席願います。

議長の報告

○議長（吉田勇治郎君） これより直ちに本日の会議を開きます。

本臨時会議案審議のため地方自治法第二百一十一条の規定による出席要求に対し、お手もとに配付のとおり出席報告がありましたので御了承願います。

議案の配付

○議長（吉田勇治郎君） 議案を配付いたさせます。議案の配付漏れはございませんか。— 配付漏れなしと認めます。

本日の議事はお手もとに配付の日程表により行ないます。

会議録署名議員の指名

○議長（吉田勇治郎君） 日程第一、会議録署名議員の指名を行ないます。

一五番議員和田一郎君、一八番議員安西益男君、以上両君を指名いたします。

会期の決定

○議長（吉田勇治郎君） 日程第二、会期の決定を行ないます。

本臨時会の会期につき、議会運営協議会の意見は本日一日ということとあります。

おはかりいたします。会期を一日と定めますことに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田勇治郎君） 御異議なしと認めます。よって会期は本日一日と決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前十時 十分 休憩

午前十時四十分 再開

○議長（吉田勇治郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

提案理由の説明

○議長（吉田勇治郎君） この際、本臨時会招集につき市長の提案理由の説明を求めます。

（市長半沢良一君登壇）

○市長（半沢良一君） ごあいさつに先立ちまして、故山本議員さんの御冥福をお祈りいたしたいと思います。

■のたび議会議員であらせられました山本さんには、二月五日急逝され、痛恨にたえません。ここに生前の御功績をたえ、つしんで御冥福をお祈り申し上げます。

昨年末の市長選挙に際しましては、市民各位のあたたかい御支援によりまして市政を担当する重責をまかせていただく光栄に浴し、ここに深く謝意を表しますとともに、その職務の重みをひしひしと感じながら、市長一年生のスタートに強い決意を燃やしております。

すでに御承知のように石油危機を背景にして食糧、エネルギー資源問題、インフレ等激変する経済情勢の中にあつてわれわれの生活はきびしく、これに加え、地方公共団体における行政需要は激増化、多様化の一途をたどり、本市においても諸問題が山積しており、日を追って大きなむずかしい問題として私に迫ってくる感じがいたします。

しかし、私はこの困難な問題に対しまして全力をあげてこれと取り組む覚悟であることは申すまでもございせんが、議員の皆さんの、そして市民の皆さんの御理解と協力なくしてはとうていこの難局を乗りきれぬものではありません。今後とも一そう議員各位の御理解、御協力を切にお願い申し上げます。

さて、本日上程いたしました案件は、条例関係三件、一般議案一件、人事関係一件でございます。

まず議案第一号につきましては、去る第七十四国会において地方税法の一部を改正する法律が制定され、電気税及びガス税についてそれぞれ一%の引き下げが行なわれましたので、これに伴いまして館山市市税条例の改正を行なうものであります。

次に議案第二号につきましては、昨年十二月に人事院勧告に伴いまして市職員の給与条例と国家公務員の給与法の改正が行なわれたのでありますが、国の改正に先立ちまして市の条例を改正したため、内容的には同じでございますが、字句等において相違する点がありますので、今回国に合わせまして館山市職員給与条例を改正しようとするものであります。

次に議案第三号及び第四号につきましては、現在本市においては単独で公平委員会を設置してありますが、県内各市町村の状況及び最近における公平審理の複雑性にかんがみ、公平委員会の事務の簡素化、能率化等をはかるため、県内のほとんどの市町村が共同して設置しております千葉県市町村公平委員会に本市も加入し、共同してその事務を処理しようとするもので、これに伴いまして館山市公平委員会設置条例等を廃止する条例の制定及び千葉県市町村公平委員会の共同設置に関する協議について議決を求めらるものであります。

次に議案第五号につきましては、本市教育委員会委員一名が現在欠員となっておりますので、その後任の任命について議会の同意を求めらるものであります。

以上、今回提出いたしました案件についての説明を終わりますが、詳細につきましては関係課長等をして説明させていただきますので、十分な御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田勇治郎君） 以上で説明を終わります。

議案の上程

○議長（吉田勇治郎君） 日程第三、議案第一号館山市市税条例の

一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の朗読を願います。

（書記朗読）

議案第一号 館山市市税条例の一部を改正する条例の制定について

議案の内容説明

○議長（吉田勇治郎君） 議案の説明を求めます。

○税務課長（越路良夫君） 議案第一号市税条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

地方税法の改正法が先に成立いたしましたので既に公布されております。改正内容といたしましては電気税とガス税の負担軽減をはかるというものでございますが、この法律改正に基づきまして今回市税条例を改めようとするものでございます。

第九十八条第一項中「百分の六」を「百分の五」に改めるといいますのは、これは電気税の税率を一%引き下げる改正でございます。同条第二項中「百分の五」を「百分の四」に改めるとございまして、これはガス税の税率を電気税同様一%引き下げる改正でございます。

附則第一条でございますが、それぞれ本年の一月一日からこれを適用するものでございます。

なお、今回のこの条例の改正内容には規定されておりませんが改正法におきましてさらに税負担の軽減をはかる意味もございまして、免税点、免税点と申しますのは、電気税、あるいは今回の場合のガス税の税金のかからない範囲でございますが、これを電

気税にありましては一カ月の電気料金千二百円までを今回二千円まで、それからガス税につきましては二千七百円を四千円まで、それぞれ免税点の引き上げを行ないまして、税負担の軽減、合理化、これをはかる改正がなされておりますので合わせて申し上げます。

以上で改正条例の内容につきまして説明を終わります。

○議長（吉田勇治郎君） 説明は終わりました。

御質疑願います。御質疑ございませんか。——御質疑なしと認めます。

委員会付託の省略

○議長（吉田勇治郎君） おはかりいたします。本案を委員会付託並びに討論を省略して、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田勇治郎君） 御異議なしと認めます。

採 決

○議長（吉田勇治郎君） 採決いたします。

本案を原案どおり可決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田勇治郎君） 御異議なしと認めます。よって本案は原案どおり可決されました。

議案の上程

○議長（吉田勇治郎君） 日程第四、議案第二号館山市職員給与条

例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の朗読を願います。

（書記朗読）

議案第二号 館山市職員給与条例の一部を改正する条例の制定

に ついて

議案の内容説明

○議長（吉田勇治郎君） 議案の説明を求めます。

○人事課長補佐（峰谷達二君） 議案第二号館山市職員給与条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

今回の給与条例の一部の改正でございますけれども、これは国家公務員の給与法に合わせる目的をもちまして、全般にわたりますは字句の整備、それから部分的に条文、条項等の整備がございまして。

条項等の整備につきましては、六条の二におきまして第三項に従前は退職の場合、一般の退職の場合と死亡の退職の場合とを合わせて一つの項で規定しておりましたけれども、これを死亡の場合を別に独立させまして、三項の次に四項としましてあとの項の整備をはかったわけでございます。

それから住居手当の関係につきまして、これは全文国の給与法に合わせましてわかりやすく条文の整備をはかったわけでございます。その内容につきましては金額等、それから支給の内容、それから範囲等につきましては今回の改正においては現在と何らかわるものではございませんので。

以上簡単でございますけれども、説明にかえさせていただきます。

質 疑 応 答

○議長（吉田勇治郎君） 説明は終わりました。

御質疑を願います。

○一〇番（渡辺軍治郎君） 七条の四項中の「満十八歳未満の子」

を「子、父母等」と改めるというふうになっておりますけれども、

これはちょっと内容的には違うように思いますけれども。

○入事課長補佐（蜂谷達二君） 今回この点の文言の整備でございますけれども、これにつきましまして扶養親族の定義は第七条の第二

項の各号にそれぞれ十八歳未満の子とか六十歳以上の父母とかそ

ういう定義がございますので、それをここで今度は重複的な規定

になりますので、それを前条の七条の三項におきまして次条にお

いて扶養親族たる子、父母等というふうに改正してわかりやすく

整備をしたというところでございます。

○議長（吉田勇治郎君） 他に御質疑ございませんか。― 御質疑

なしと認めます。

委員会付託の省略

○議長（吉田勇治郎君） おはかりいたします。本案を委員会付託

並びに討論を省略して採決いたしたいと思えます。これに御異議

ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田勇治郎君） 御異議なしと認めます。

採 決

○議長（吉田勇治郎君） これより採決いたします。

本案を原案どおり可決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田勇治郎君） 御異議なしと認めます。よって本案は原

案どおり可決されました。

議 案 の 上 程

○議長（吉田勇治郎君） 日程第五、議案第三号館山市公平委員会

設置条例等を廃止する条例の制定について及び議案第四号千葉

市町村公平委員会の共同設置に関する協議についてを一括して議

題いたします。

議案の朗読を願います。

（書記朗読）

議案第三号 館山市公平委員会設置条例等を廃止する条例の制

定について

議案第四号 千葉県市町村公平委員会の共同設置に関する協議

について

議 案 の 内 容 説 明

○議長（吉田勇治郎君） 議案の説明を求めます。

○庶務課長（小倉澄男君） 議案第三号と第四号は関連事項でござ

いますので一緒に説明させていただきます。

館山市公平委員会の設置条例を廃止するという条例の制定でござ

いますが、これは市長の提案理由の説明にもありましたが、か

ねがね公平委員会の共同設置ということが行なわれておりますし

さらに公平審理の状況も非常に複雑になってきたというような観点から、館山市においても県下の共同設置しているこれにお仲間入りをしよというようなことで考えていたんですが、このたび市の公平委員会でこの件について協議いたしました結果委員会の御賛同を得ましたし、市長の意思もございましたので、このたびここにありますように千葉県市町村公平委員会に、共同設置に参加させていただきたいというような趣旨をもちまして、館山市の公平委員会の設置条例を廃止したいということでございます。

そして、この千葉県市町村公平委員会はこの別表にございますようなこれは二十六団体でございますが、そのほかに五十四の市町村一部事務組合が加入いたしました。それぞれの議会において規約の協議いゆる議決をいただいております。この共同設置に加入することができますので、この施行期日におきまして協議が整った日から公平委員会は施行するんだというふうな附則でございます。

なお、それに関連いたしまして市に職員団体の登録に関する条例がございますが、その中には職員団体はその登録について公平委員会に登録することになっておりますが、これを共同設置いたしますので館山市の公平委員会を千葉県市町村公平委員会に登録すると、字句を訂正いたしたいということが第三号でございます。

議案第四号は、これら御承認いただきますならば、千葉県市町村公平委員会の共同設置規約がこのようにございますが、これを御承認いただきたいということでございます。

この共同設置の公平委員会はその事務をこの中の一部事務組合でございます千葉県市町村総合事務組合がこれを主管いたしてお

りました。公平委員も総合事務組合の議会におきましてこれは選任されるということでございます。負担金のこと、経費のこと、予算の関係、そういう一応の法規が八条の中に盛り込まれておる次第でございます。

参考までに申し上げますと、館山市がこれに加入いたしますと年間均等割り、人口割りによりする負担金といたしまして六百四十七円納付することとございまして、それによりまして共同設置の費用は六万六百四十七円でございます。特に事業が特別にありました場合におきましては、委員会の規約の第六条でございますが、特別公平審理が行なわれた場合は特別な経費として委員会の手当等をここに追加支払い、事業がない場合におきましては六万余円の負担金だけでよいということでございます。現在館山市の公平委員会の予算が大体二十五万円、一応六万円納付すれば公平委員会の共同設置に加入できるということでございます。

なお、千葉県市町村公平委員会の委員の選考基準でございますが、弁護士一名、それから市町村長経験者が一名、それから労働行政経験者が一名という三人が現在の千葉県市町村公平委員会の委員でございます。

以上、簡単でございますが説明を終わります。

質 疑 応 答

○議長（吉田勇治郎君） 御質疑を願います。

○一〇番（渡辺軍治郎君） 公平委員会の事務と申しますか、そういうものが館山市でいまままで何件ぐらあったのか。そのへんの

あれをお聞きしたいと思ひます。

○庶務課長（小倉澄男君） 公平委員会の事案は現在まで一件もございせんでした。

○一〇番（渡辺軍治郎君） 一件もないのに二十五万円を使っているというのは、かなり仕事がないのに金だけ出している、そういうことではないと同じようなもので、廃止したほうがいいと思うんですよ。県のほうをみても六万六百四十七円ですから、金額からみれば館山市としても助かるような状態ですから問題はないと思うんですが、何か公平委員会というものがあってないようなそういう状態になっているんじゃないか、紛争がないからけっこうなことですけれども、将来紛争の起こるような、こういう総需要抑制というような中では難しい問題も出てきますから、そういうことも起こる可能性もあると思うんですが。私はこの議案に反対するといふあれではないですけれども、将来のことを考えればやはり県全体としてそういう紛争を解決する方向にもっていくほうがいいんじゃないかと考えますので、以上で質問を終わります。

○議長（吉田勇治郎君） 他に御質疑ございせんか。―御質疑なしと認めます。

委員 会付託の 省略

○議長（吉田勇治郎君） おはかりいたします。議案第三号及び第四号について委員会の付託並びに討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思ひますが、これに御異議ございせんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田勇治郎君） 御異議なしと認めます。

採 決

○議長（吉田勇治郎君） これより採決いたします。

議案第三号及び第四号を原案どおり可決することに御異議ございせんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田勇治郎君） 御異議なしと認めます。よって議案第三号、第四号は原案どおり可決されました。

議 案 の 上 程

○議長（吉田勇治郎君） 日程第六、議案第五号館山市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

議案の朗読を願ひます。

（書記朗読）

議案第五号 館山市教育委員会委員の任命について

議 案 の 内 容 説 明

○議長（吉田勇治郎君） 説明を求めます。

（市長半沢良一君登壇）

○市長（半沢良一君） かねて病氣療養中の教育委員福岡保徳君より辞表の提出があり、一月三十一日付けをもって受理することになりました。よってその後任として松尾讓二君を最も適任と考え、教育委員に任命いたしたく議会の同意をいたさたく提案いたした次第でございます。

よろしく御承認のほどをお願いいたしたいと思ひます。

質 疑 応 答

○議長（吉田勇治郎君） 御質疑を求めます。

○一〇番（渡辺軍治郎君） 全員協議会で一応話が出ましたけれども、現在の教育委員会のあり方が最近起こった学区の問題についてもかなり硬直化した風潮がかなり見られるわけです。そういう中で教育委員の任命というのは非常に重要だと思っております。いままでも教育委員が私たちの考えている、市民の要望していることとはかなり違った方向で教育テレビとかそういう問題を実施してきましたけれども、教育委員会のある方にそのものに問題があると思っておりますが、最近の事例では通学区の問題でかなり私たちは教育委員会の中に問題があるとそういうふうに考えているんですが、いままでも教育委員の人選について意見を述べました。そういう立場から教育委員の任命にあたって相当選考のやり方、そこらにも問題があるんじゃないかと思うんですが、松尾さんですか、この人がおもしろい業界というそういう方面から入選がやられている、教育、識見とか、学識経験者、そういうようなところからの任命ではないように考えられるんですが、その点はどういふふうにご選択されたかちょっとお聞きしたいと思います。

○市長（半沢良一君） 渡辺議員の御指示たいへん賛成でございます。私もそうした見地から選考いたしましたつもりでございますけれどもやはり幅広く、高い視野からものを考えられる人と、そういう意味で推薦いたしましたわけでございます。

○議長（吉田勇治郎君） 他に御質疑ございませんか。― 御質疑なしと認めます。

委員会付託の省略

○議長（吉田勇治郎君） おけかりいたします。本案については委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田勇治郎君） 御異議なしと認めます。よって委員会付託は省略されました。

討 論

○議長（吉田勇治郎君） 討論に入ります。

○一〇番（渡辺軍治郎君） 私は教育委員会のあり方そのものについて四年間議員としてやってきましたけれども、第一番の問題として教育テレビの有線放送、こういう問題を市長が教員や父兄、そういうような方と十分討議して、そして館山市にとって重要なんだ、必要なんだという、そういうところから始めていないわけです。そういう問題はやっぱり教育委員会が教育行政としてやってきたわけです。それからランドセルの無償譲与とかPTAの会費を公費で負担するとか、こういうようなことも教育委員会は認めてやってきたわけです。これらの問題も教師や父兄の意見を聞いてやったわけではないわけです。市長のアイデアというか、市長の個人的な発想が中心となって何か市民に迎合するよりなそういう形のを教育委員会が認めてきているという点では、私は教育委員会そのものに大きな不信をもっているわけです。したがって今回の人選についても、日東交通の取り締まり役と

いうようなそういう業界の代表が入ってはたしてうまくいくかどうか、そういう点にも疑問を持ちます。

さらに、共産党としては、教育行政というものは非常に重要になっております。特に最近の教育問題というのはいろんな方面で論議されております。教育の荒廃をどう立て直すか、こういうような重要な問題をかかえている時期に共産党は教育委員は公選制でやるべきだということを一貫して主張しております。

そういう立場から考えまして、この教育委員の任命について反対いたします。

○六番(栗原一雄君) 高い観点から考えて、また社会的にも幅広い識見をお持ちになると考えられますので教育委員としてはまことに適任であろうとこのように考えまして、賛成するものでございます。

○議長(吉田勇治郎君) 他に討論ございませんか。— 討論なしと認めます。

採 決

○議長(吉田勇治郎君) これより採決いたします。本案に対する採決は起立により行ないます。

教育委員任命について同意を求める件は、これを同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(吉田勇治郎君) 起立多数。よって教育委員任命について同意を求める件は、これに同意することに決しました。

館山市・富浦町及び三芳村学校給食組合議会

議員補欠選挙

○議長(吉田勇治郎君) 日程第七、これより館山市、富浦町及び三芳村学校給食組合議会議員補欠選挙を行ないます。

この補欠選挙は、山本 昇君が去る二月五日死去されましたので、組合規約第七条二項の規定により行なうものとございます。

おはかりいたします。選挙の方法は地方自治法第百十八条第二項の規定により指名推選によりたいと思ひます。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田勇治郎君) 御異議なしと認めます。よって選挙の方法は指名推選によることに決しました。

おはかりいたします。指名の方法は議長において指名いたしましたと思ひます。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田勇治郎君) 御異議なしと認めます。よって議長において指名することに決しました。

学校給食組合議会議員に西村真次君を指名いたします。

おはかりいたします。ただいま議長において指名いたしました西村真次君を館山市、富浦町及び三芳村学校給食組合議会議員の当選人と定めますことに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田勇治郎君) 御異議なしと認めます。よって指名のとおりに西村真次君が当選されました。

ただいま当選されました西村真次君が議場におられますので、本席より会議規則第三十二条第二項の規定により告知をいたします。

閉

会 午前十一時二十三分閉会

〇議長（吉田勇治郎君） 以上で本臨時会に付議されました案件は議了されました。よってこれにて第一回市議会臨時会を閉会いたします。

〇本日の会議に付した事件

- 一、追悼のことば
- 一、会議録署名議員の指名
- 一、会期の決定
- 一、議案第一号乃至議案第五号
- 一、館山市、高浦町及び三芳村学校給食組合議会議員補欠選挙

地方自治法第二百二十三条第二項の規定により署名する。

館山市議会議長

吉田勇治郎

館山市議會議員

和田一朗

館山市議會議員

安西益男

